



熊本県公報

号外 第 13 号

平成 15 年 3 月 31 日 (月)

(毎週 月・水・金発行)

目 次

訓 令		
○熊本県消防学校処務規程の一部を改正する訓令	(人 事 課)	1
○熊本県病害虫防除所処務規程の一部を改正する訓令	(")	1
○熊本県地方労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令	(")	2
○熊本県立大学処務規程の一部を改正する訓令	(")	2
○熊本県福祉総合相談所処務規程の一部を改正する訓令	(")	3
○熊本県農業研究センター処務規程の一部を改正する訓令	(")	3
○熊本県旅券センター設置規程の一部を改正する訓令	(")	6
○熊本県国営事業対策室設置規程の一部を改正する訓令	(")	7
○熊本県新幹線事務局処務規程の一部を改正する訓令	(")	7
○熊本県熊本駅周辺整備事務局処務規程の一部を改正する訓令	(")	7
○熊本県熊本農政事務局処務規程の一部を改正する訓令	(")	8
○熊本県熊本土木事務局処務規程の一部を改正する訓令	(")	8
○熊本県地域振興局処務規程の一部を改正する訓令	(")	8
○熊本県環境立県推進室設置規程の一部を改正する訓令	(")	10
○熊本県総合調整局処務規程の一部を改正する訓令	(")	11
○熊本県熊本北部流域下水道事務局処務規程を廃止する訓令	(")	11

訓 令

熊本県訓令第 18 号

本庁各部課（総室・室）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県消防学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 15 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県消防学校処務規程の一部を改正する訓令
熊本県消防学校処務規程（昭和 38 年熊本県訓令甲第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項及び第 4 条 2 項中「教頭」を「副校長」に改める。

第 6 条第 16 号中「300 万円」を「1,000 万円」に改める。

第 7 条を次のように改める。

（事務代決）

第 7 条 校長の専決事項について、校長が不在であるときは、副校長がその事務を代決することができる。

2 前項の場合において、副校長が不在であるときは、校長があらかじめ指定した吏員がその事務を代決することができる。

附 則

1 この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に熊本県消防学校教頭を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、同一の条件をもって、熊本県消防学校副校長を命ぜられたものとする。

熊本県訓令第 19 号

本庁各部課（総室・室）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県病害虫防除所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 15 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県病害虫防除所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県病害虫防除所処務規程（昭和 47 年熊本県訓令第 93 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。